

第  
1283  
号  
(2-2)

# READAS

リーダーズクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダーズクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 3月29日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 文化財発掘費用

**Q**：私は、不動産貸付業を営んでおり、この度相続により取得した土地に新たにマンションを建築するための基礎工事に着手したところ、遺跡（埋蔵文化財）が発見されました。発掘費用の一切を私が負担することになったのですが、この費用は、必要経費になるのでしょうか。

**A**：必要経費に算入することができます。

### 【解説】

宅地造成途中において、その土地に文化財が埋蔵されていることが明らかになったときは、文化財保護法等の規定により、造成者の負担によってその埋蔵文化財の発掘調査を行うことが義務づけられています。

ところで、法人税基本通達では、このような埋蔵文化財の発掘費用については、土地の取得価額に算入せず、その支出時の単純損金として処理することを認めています。

ご質問のように、不動産所得に係る業務を営んでいる個人が、業務用の土地について、貸付建物の基礎工事中に遺跡発掘調査費用の負担を余儀なくされた場合、法人税の取扱いと同様に、支出年の必要経費に算入することができるものと思われます。

なお、不動産所得に係る業務開始前に発掘調査費を支出した場合は、建物の取得費に算入し、土地の造成又は改良のためと認められる場合及び文化財の埋蔵されていることを知っていて通常より低い価額で土地等を取得している場合は、土地の取得費に算入することになります。

